

吹田市公共施設等への能勢町産等木材利用推進検討会議設置要領

(目的)

第1条 地域循環共生圏の構築に向けた取組として、吹田市木材利用基本方針に基づき、本市公共施設等への能勢町産等木材の利用についての仕組みを構築するため、必要な意見又は助言を聴取することを目的として、吹田市公共施設等への能勢町産等木材利用推進検討会議（以下「木材利用検討会議」という。）を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 木材利用検討会議において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 能勢町産等木材の利用推進に必要なガイドラインの策定及びその改訂に関する事項
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3条 木材利用検討会議は、委員5人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 関係団体の職員 1人以内
- (3) 関係行政機関の職員 2人以内

3 委員の選任期間は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前委員の選任期間の残期間とする。

4 委員は、再度選任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 木材利用検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第5条 木材利用検討会議は、市長が招集する。

2 委員長は、木材利用検討会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第6条 市長は、委員の意見を踏まえ、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償)

第7条 委員の報償は、無償とする。ただし、第3条第2項中第1号及び第2号の委員の報償は、予算の範囲内で支払うものとする。

(庶務)

第8条 木材利用検討会議の庶務は、環境部環境政策室において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、木材利用検討会議の構成及び運営に関し必要な事項は、環境部長が定める。

附 則

この要領は、令和元年5月8日から施行する。